

令和3年度第3回大越公民館運営審議会次第

日 時 令和4年1月28日(金)
午前9時30分～
場 所 大越公民館 講堂

1 開 会

2 あいさつ 公民館運営審議会委員長
公民館参与

3 公民館からコミュニティセンターへの移行についての説明
生涯学習課

4 議 事

- (1) 令和3年度 大越公民館事業報告について
- (2) 令和4年度 大越コミュニティセンター事業計画案について
- (3) その他

5 閉 会

令和3年度 大越公民館講座等実績

No.	講座名	予定回数	実施回数	講師 (敬称略)	定員 (人)	申込者数 (人)	受講者 (延べ)	参加者 (延べ)	出席率 (%)
1	利根ふれあいセミナー (高齢者学級)	5	3	埼玉県都市整備部 観光大使 ほか	26	26	78	67	85.9
2	仏画講座	5	5	梅澤 清真	10	10	50	41	82.0
3	ハワイアンキルト講座	5	5	布花原 静江	10	6	30	30	100.0
4	木工(日曜大工)講座	4	3	石井 勇	10	5	15	13	86.6
5	篆刻講座	1	1	野中 信義	10	13	13	12	92.3
6	竹細工講座	4	中止	八柳 良介	10	8	—	—	—
7	歴史講座	2	中止	梅澤 清真 ほか	25	23	—	—	—
8	子供対象セミナー ・ドッジボール	1	1	大越地区スポ協他 黒川 正男 野中 弘子 竹内 一視	20	19	19	15	78.9
9	親子の広場	2	1	大越子ども ふるさと会 ・納涼大会中止 ・かるた大会中止 ・花火大会実施	80	80	70	68	97.1
10	家庭教育学級	1	1	埼玉純真 短期大学 持田 京子	8	8	8	8	100.0

○今後の予定

- ・三団体合同防災訓練 2/13 (日)
大越第1・2・3区自主防災会、女性防火クラブ、公民館 60名
＜コロナウィルス感染拡大により中止＞
- ・加須市教育委員会主催 公民館合同作品展示会 2/25 (金)～2/27 (日)
「パストラルかぞ」展示室
＜コロナウィルス感染拡大により中止＞
- ・大越公民館主催 公民館講座・クラブ ミニ作品展示会 2/25 (金)～2/27 (日)
午前9時～午後4時30分 講堂

令和3年度 利根ふれあいセミナー事業実績

事業のねらい 生き生きと元気に健康な生活を送るため！

(受講生26名)

回	月 日	学 習 内 容	講 師 (敬称略)	出席数	出席率(%)
1	5月28日 A班午前 B班午後	開講式 「相続ここだけの話」	埼玉県都市整備部 鈴木 友治	23	88.5 %
2	6月18日A班 6月25日B班	下総寛一に学ぶ	観光大使 濱孝枝	23	88.5 %
3	9月24日A班 10月8日B班	ドラム缶ピザを作ろう	加須げんきプラザ 社会教育担当	中止	—
4	11月11日 A班 11月19日 B班	みかん狩りハイキング	大越公民館職員	中止	—
5	12月10日	閉講式 ①人権講座 ②楽しい民話	大越公民館参与 梅澤 清真 久喜図書館 伊藤 三鶴	21	80.8 %
合 計				67	85.9 %

令和4年度 大越コミュニティーセンター一般講座計画(案)

No.	講座名	予定回数	定員	開催時期	講師(敬称略)
1	歴史 (現地研修:小山市)	2	15	10月上旬講義 11月8日現地見学	梅澤 清真 栃木県小山市学芸員
2	仏画	4	10	6月・7月	梅澤 清真
3	篆刻	1	10	9月	野中 信義
4	木工(日曜大工)	4	10	9月	石井 勇
5	パッチワーク	4	10	7月	布花原 静江
6	謡曲	4	10	6月	亀井 政男
7	健康麻雀	4	12	6月・7月	山田 瑛一
8	郷土かるた	1	20	12月上旬	秋山 裕 大越コミュセン職員
9	親子ふれあい ドラム缶ピザ作り	1	20	7月30日	げんきプラザ講師 大越コミュセン職員
10	親子ふれあい 夏休みレクリエーション	1	20	8月下旬	秋山 裕 大越コミュセン職員
計		26			

○その他の講座等

- ・子ども対象セミナー 1回 (スポーツ教室) 大越地区スポーツ協会共催
- ・親子の広場(子ども夏祭り・カルタ大会) 大越子どもふるさと会共催
- ・家庭教育学級 1回 (大越小学校新入学児童保護者対象)
- ・大越地区防災訓練 1回 区長会、女性防火クラブ、コミセン合同開催

令和4年度 利根ふれあいセミナー（案）

事業のねらい：健康で目的をもった元気な生活を送るため

回数	月 日	学 習 内 容	講師等（敬称略）
1	5月20日（金）	開講式 防犯教室	埼玉県警加須警察署 大越コミュニティセンター 生涯学習推進員
2	6月24日（金）	お腹の健康を守る	北部ヤクルト販売 管理栄養士 遠藤良江
3	7月29日（金）	埼玉県の地球温暖化対策	埼玉県温暖化対策課 エコライフ推進担当
4	8月30日（火） A班	日光東照宮歴史探訪 徳川家の歴史を学ぶ	大越コミュニティセンター 職員引率
5	9月 6日（火） B班	日光東照宮歴史探訪 徳川家の歴史を学ぶ	大越コミュニティセンター 職員引率
6	10月 7日（金）	エコドライブのススメ	埼玉県大気環境課 自動車対策担当者
7	11月18日（金）	閉講式 人権講座 日本の民話	公民館参与 梅澤清眞 久喜図書館 伊藤三鶴 大越コミュニティセンター 生涯学習推進員

※ 計画内容は概案であり、講師や開催時期等について変更する場合があります。

公民館のコミュニティセンターへの移行について

令和4年4月1日から、全ての公民館をコミュニティセンターに移行
～ 地域で集えるコミュニティ活動拠点を整備する ～

令和3年第4回定例会（12月議会）にて、議決

1 第100号議案 加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとするための関係条例の整備に関する条例

■ 目的

（1）公民館の現状と課題

現在市内には、公民館10館が設置されていますが、加須地域及び北川辺地域のみに配置されており、地域的な偏りがあります。また、公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、営利目的等での利用ができません。

（2）公民館のコミュニティセンター化の目的

公民館をコミュニティセンターに移行することにより、地域の人々や様々な年齢層の市民が自由に集い、幅広い利用ができる場を充実します。また、既存のコミュニティセンターと合わせることで、概ね小学校区の単位で市内全域にバランスよく配置されることになります。

（3）条例改正の趣旨

地域で集えるコミュニティ活動の拠点施設として、加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとし、また、北川辺中学校の一部スペースに北川辺コミュニティセンターを新設するため関係条例を整備するものです。

■ 施行期日・主な改正内容

施行期日	No.	改正等の内容
R4. 2. 1	①	○ 北川辺公民館を廃止すること。
	②	○ 北川辺コミュニティセンターを新設すること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの使用料を定めること。
R4. 4. 1	③	○ 公民館（加須地域の公民館9館）を廃止すること。 ○ 公民館参与を廃止すること。
	④	○ 加須地域の公民館6館をコミュニティセンターとすること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の使用料をそれぞれ従前の公民館の使用料と同額とすること。 ○ コミュニティセンターの円滑な管理運営を図るため、コミュニティセンター運営委員会を置くことができることとすること。

※ 施設の利用許可に係る手続は、令和4年1月4日から行うことができることとすること。

2 スケジュール

令和3年		令和4年					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
		■解体設計業務入札・契約 図面作成			積算		
			北川辺コミュニティセンター				
				アスベスト調査			
				コミュニティセンター10館			
		公民館9館（加須地域）					
	■看板掛替工事契約・着工						
		●広報紙等による市民への周知 ●R4.4までの施設予約開始(1/4~) ●施設利用団体への周知					

公民館からコミュニティセンターへ移行に伴う 変わるところ 変わらないところ

利用許可申請

《現行》

利用日の属する月の3か月前の月初日から利用日の前日までに利用許可申請書を提出

申請書の様式や提出期限が変わるんだね



《移行後》

- ・利用日の属する月の3か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出
- ・市外居住者、商業宣伝行為等が主たる目的で利用する者が許可申請する場合は2か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出

施設利用予約受付

《現行》

- ①利用日の属する月の3か月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後4時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④調整日(集中受付期間の次の日)
*利用希望日時の重複がある場合、団体相互の調整。調整がつかない場合、抽選。
- ⑤利用申請回数は、4回分まで。(4日間連続利用は不可。)
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は3日間

受付の「3日間ルール」は変わらないんだね



《移行後》

- ①利用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後5時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④月初の受付以外の申請受付は、原則、先着順。
*利用希望日時の重複がある場合、ネット申請導入後はコンピューター抽選。
- ⑤月初の受付の際、利用申請は、1か月に4回まで。
*同一曜日が5回ある月は、5回まで。
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は5日間

施設使用料・使用料の減免

《現行》

- ・使用料は規定により公民館毎に決められている。
- ・生涯学習活動を行う団体は、減免利用団体として登録される(有効期間1年間)。

減免基準クリアなら申請して承認を受けることは変わらないね



《移行後》

- ・加須地域9公民館は、現行公民館と同様料金のとおり。北川辺は新料金による。
- ・公民館の減免利用登録団体は、生涯学習活動を行う事で引き続き使用料の減免となる。
- ・令和4年4月以降の減免利用申請は、コミセンの新しい規定に基づき対応。

公民館学習事業・公民館文化祭

(所管：生涯学習課)

- ・引き続き、生涯学習事業として、高齢者学級をはじめ一般講座等を展開する。
- ・今まで同様に、地区文化祭、コミュニティイベントとして実施予定(R4予算計上)

施設の休館日

《現行》

加須地域…火曜日、祝日、年末年始休
北川辺…月曜日(祝日と重なる場合は、翌日の開館日)、年末年始休

利用できる日が増えるね

《移行後》

火曜日(祝日と重なる場合は、直後の平日)、
年末年始休
※コミセン移行後は、祝日は開館となります。

